



目次

告 示	ページ
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (薬務衛生課)	1
○公共測量の実施の通知 (3件) (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (3件) (")	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	2
公 告	
○換地処分の公告 (農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	2
高知県公安委員会告示	
○告示(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱)の一部改正	3
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部装備施設課)	3

告 示

高知県告示第343号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)の指定を令和5年6月20日付けで次のとおり行った。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
令和6年2月18日(日)
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館
- 第2型研修及び講習の受付期間

令和5年12月11日(月)から令和6年1月26日(金)まで

- 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビル2階
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第344号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年5月30日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(用地測量)
- 作業期間
令和5年3月2日から令和6年1月31日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町浮鞭地内

高知県告示第345号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年5月31日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(路線測量、用地測量)
- 作業期間
令和5年6月5日から同年11月5日まで
- 作業地域
四万十市西土佐西ケ方

高知県告示第346号

高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年5月31日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(路線測量)
- 作業期間
令和5年6月9日から同月25日まで
- 作業地域
安芸郡芸西村

高知県告示第347号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年2月高知県告示第55号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年5月18日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第348号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年2月高知県告示第56号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年5月18日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第349号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年2月高知県告示第57号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年5月18日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和5年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 伊野仁淀
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町桐見川		4.6	

字ハゴイバ859番16から 高岡郡越知町桐見川 字ハゴイバ859番3 まで	前	17.1	145
	後	5.3 17.1 32.8	145

高知県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町永野字 シル谷22番1から 高岡郡佐川町永野字 シル谷3444番6まで	前	4.3 16.0	125
	後	10.8 16.0 21.8	125

高知県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長者佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町本郷字	前	10.3 17.1	340

神母2145番5から 高岡郡佐川町本郷字 紺屋前2220番4まで		27.6	
	後	5.1 17.1 27.6	340

高知県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長者佐川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡佐川町本郷字神母 2145番5から 高岡郡佐川町本郷字紺屋前 2220番4まで	340	令和5年6月20日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農地中間管理機構関連農地整備事業に係る北川地区（宗ノ上換地区）の換地処分を令和5年6月20日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年6月20日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名

令和5年3月8日 4高都計第440号	香美市土佐山田町植 字ユミバ118番イの 一部、1029番2の一 部	香美市土佐山田町 西本町四丁目4番 14号 サンガーデ ン西町B棟101号 室 片岡 亮、片岡 路華
-----------------------	---	--

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第3号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月20日

高知県教育長 長岡 幹泰

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表12の(21)の項を次のように改める。

(21) 債務負担行為に関する こと。						この事項の決裁は、(18)に定めるところによる。ただし、金額については、1件の契約その他の行為について支出負担行為と併せて行う場
------------------------	--	--	--	--	--	--

合は、その合計額による。9及び(18)において財政課長の合議を要するもの(施行同等により事前に財政課長に合議したものを除く。)については、財政課長に合議する。 ※

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年6月20日

高知県警察本部長 江口 寛章

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
高知県警察本部交通管制システム上位装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 落札者を決定した日
令和5年5月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
月額 4,178,790円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和5年3月10日

附 則

この訓令は、令和5年6月20日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第12号

令和5年4月高知県公安委員会告示第6号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱)の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

表中

「 上田 博章 」

を削る。